

# 住民投票の危険性

——民主主義と煽動型ポピュリズムの接点——

薬師院仁志

帝塚山学院大学教授

## 一 民主主義と直接投票

二〇一五年五月、当時の大阪府知事は、住民投票で特別区の設置が否決された直後の会見において、「究極の民主主義で決まりました」と明言した。この発言は、とくに注目されることもなければ、何ら問題視されることもなかった。日本では、住民投票や国民投票が、非常に民主的な手続きだとみなされがちなからである。だが、二〇一九年版の『現代用語の基礎知識』には、「国民投票」などの「直接民主主義は、一見民主的にみえるが、権力者がつくるあらゆる種のムードの下に人民投票を行うことを通じて権力が正当化されてしまうおそれ（プレビシットの危険）がある」

と記されているのだ。国民投票や住民投票は、権力者による「プレビシット」と化してしまえば危険だというわけである。たしかに、そのようなかたちでの政治決定は、ムードやイメージに頼む煽動型の（ポピュリズム）と異なるところはなない。このプレビシットなるものに関して、『現代政治学小辞典（新版）』は、つぎのように説明している。

人民投票。レファレンダムの一種。政治上の重大事件や重要方針の決定にあたり、議会をとり越えて直接に人民の表決に付すること。王政の復活や廃止を決めるために用いられた例が多い。ヒトラーの総統就任（一九三四）もこれによって正当化されている。……

右の説明によると、プレビシットもまた「レファレンダムの一種」だということだ。では、レファレンダムとは何なのか。この辞典は、それを「直接民主制の一形式で、国民または住民が提案された事項に関し、直接投票を行って可否を決すること」<sup>(3)</sup>だと定義している。つまり、レファレンダムは国民投票や住民投票を総称する表現であり、とにかく「直接投票を行って可否を決する」ことを指すのである。プレビシットもまた、それが直接投票である以上、レファレンダムの部分集合にはかならない。ただし、その危険な部分だというわけである。

しかしながら、あるレファレンダムがプレビシットに該当するか否かの基準は非常に曖昧だ。一九三四年にヒトラーが行ったのは、あくまでも「Volksabstimmung über das Staatsbehaupt des Deutschen Reichs（ドイツ帝国の国家元首に関する国民投票）」であり、この「Volksabstimmung」というドイツ語を英訳すればレファレンダムになるのである。この投票をプレビシットに分類したのは、事後的な価値判断だ。そもそも、この二つの用語は起源も原意もまったく異なり、元来から対比や包含の関係にあったわけではない。レファレンダムという語が「国民または住民が提案された事項に関し、直接投票を行って可否を決すること」という意味で用いられるようになったのも、「権力者がつ

くるある種のムードの下に人民投票を行うこと」がプレビシットと呼ばれるようになったのも、それほど古い話ではないのである。

## 二 レファレンダムの原点

レファレンダムを原語で表記すれば、「referendum（伊・英）」や「referendum（仏）」となる。これらはともにラテン語の「ad referendum」という表現に由来し、その原意は「持ち帰るために」「差し戻すために」あるいは「諮問するために」といったところだ。つまり、レファレンダムという語は、当初から直接投票を意味していたわけではないのである。その具体的な源流は、古代ギリシャの直接民主制にはなく、中世のスイスにある。

スイスの歴史は、一二九一年にウーリ・シュヴィーツ・ウンターヴァルデンの森林三邦が永久同盟を結成したことにはじまる（ウンターヴァルデンはのちに二邦に分かれる）。一四世紀前半には、この原初三邦が盟約者団を名乗るようになり、この世紀の後半になると、グラールスとツークの両邦、およびルツェルン・チューリッヒ・ベルンの各都市が盟約者団に加わって八邦同盟に発展していく。その後も盟約者団は拡大し、一五二三年にアッペンツェル

が加盟したのち、一七九八年まで二三邦同盟時代が続くことになる。

これら諸邦 (Kanton) の同盟関係は、強固であったが、互いの自治を重視する契約的な性格をもっていた。それでも、早くから盟約者団代表者会議が設けられ、何らかの懸案が生じた際には相互の協議を行っていた。そして、協議に参加した代表者たちは、そこで採択された決議案を各邦に持ち帰っていたのである。代議制の場での決議は、自治権をもつ各邦に差し戻され、諮問されることになるのだ。

その際、各邦では、レファレンダムに基づく「投票 (votations)」古いスイスで生まれた表現)、すなわち諮問投票あるいは差し戻し投票が行われるのが普通であった。

ここから、一九世紀末頃になると、英語の「referendum」やフランス語の「référéndum」などの語が、住民や国民による直接票決という具体的行為を指すようになっていくのである。しかしながら、その元来の目的は、代議制の場での決議に対する国民 (住民) の承認だということ忘れてはならない。投票はたんなる行為であり、それがレファレンダムであるか否かは別に考えるべき問題なのである。歴史的にみた場合、レファレンダムの本旨——呼び名はともかく——を継承したのは、大革命期のフランスで幻のジロンド憲法を起草したルソー主義者たちであった。ただし、

揚するなか、これに対するブルジョワ勢力の警戒心が芽生えていたからである。その理論的支柱は、モンテスキューの『法』の精神』であった。そこには、つぎのように書かれている。

古代の諸共和国の大多数には、一つの大きな欠陥があった。それは、なんらかの執行を要求する能動的な決議を行なう権利を人民がもっていたことである。これは人民には全く不可能なことである。人民はその代表者たちを選ぶためにのみ統治に参加すべきである。<sup>6)</sup>

モンテスキューは、紀元前三世紀頃のローマにおいて、「平民は貴族や元老院なしに彼らだけで平民会議決とよばれる法律を作ることができるほどに勢力を増した」ことを問題視する。この平民会議決こそ、「plebes (平民)」の「scitum (決定)」、すなわちプレビシット (plebiscitum [羅]) にほかならない。たとえていえば、〈下〉の者たちによる〈上〉を飛び越えた決定がプレビシットの原意なのだ。フランス革命期のブルジョワ勢力は、こうした決定をおそれたのである。だが、大革命を推進した民衆層——いわゆるサン・キュロット——は、制限選挙による代議制に不満を募らせていた。

かくして、一七九二年八月一〇日、パリ民衆の蜂起に地

一九世紀後半にリトレが編んだフランス語辞典にさえ、まだ「référéndum」という文字は登場しない。また、プレビシットという言葉にしても——後述のとおり——元来は歴史用語であった。そのような表現が定着する前から、中身のほうは広がっていくのである。

### 三 国民による投票のはじまり

一七八九年七月一四日にバステイーユ監獄が襲撃された翌月、「人および市民の権利宣言 (フランス人権宣言)」が採択された。その第六条には、「法は、一般意思の表明である。すべての市民は、自分自身で (personnellement)、またはその代表者を通じて、その形成に参加する権利を有する」と記されている。つまり、具体性はまったくないものの、代表者を通じないかたちでの立法参加も肯定されていたのだ。そもそも、この当時、民主主義は直接民主制だけであり、間接民主主義や代議制民主主義という考え方は存在しなかったのである。

だが、その民主的な意図は、すぐに後退してしまふ。一七九一年に制定された憲法は、君主制に立脚し、制限選挙による代議制を敷いた一方、直接民主制には一片の余地も与えなかったのだ。急進的な革命が民衆層を巻き込んで高

方連盟兵が加勢し、ルイ一六世の王権は剝奪され、翌九月に不完全ながら男子普通選挙が実施されることになる。この選挙によって成立したのが国民公会で、当初はジロンド派が勢力を握った。そのもとで設けられた憲法委員会のなかにおいて、シエイエスらとともに中心的な役割を果たしたのが、ニコラ・ド・コンドルセである。一七九三年二月、コンドルセらは、「人民による検閲 (la censure du Peuple)」という制度を盛り込んだ憲法草案 (ジロンド草案) を国民公会に提出した。この制度は、フランス全土に四五〇〇九〇〇人で構成する人民参加の「基礎集会 (Assemblée primaire)」——最小行政区分的な性格も有した——を設け、それを通じて代議制による決議に対する点検と承認を行うものであった。すなわち、明らかにルソーのいう「人民の集会 (peuple assemblée)」に触発された発想であると同時に、まさしくレファレンダムの本旨と重なる方策だったのである。

しかしながら、この制度は非常に複雑な仕組みであったうえ、当の憲法案そのものが山岳派 (時のジャコバン派) から強硬に批判され、国民公会で否決されてしまう。そして、数カ月後の一七九三年六月に制定されたのが、勢力を増した山岳派が起草した憲法案 (ジャコバン憲法) である。この憲法は、ジロンド草案が掲げた人民の主権 (Souver-

ameté du Peuple)を継承し、基礎集会の制度も取り入れていた。この憲法案が、同年八月四日、フランスではじめて国民の投票(votation)——ただし男子のみ——に付され、二六・七％という低参加率であったが、九九・三％の賛成で承認されたのである。

こうして成立した一七九三年憲法は、二〇〇〇六〇〇人の市民——定住六カ月以上——を単位とする小郡(canton)の基礎集会に、国法に対する一種の審査権を与えていた。具体的には、立法府が可決した法律は、提案として全国各地に送付され、その後満四〇日を過ぎても管内の一〇分のみ、その法律は正式に採択されるとされたのである(第五九条)。しかしながら、この一七九三年憲法そのものは、激動の時代のなかで発効が見送られ、人民による下から上への検閲という論理もまた、ほとんど機能することなく萎んでしまった。それでも、国民が賛否を投票するという形式だけは残ることになるのである。

#### 四 直接投票の手段化

一七九五年八月、普通選挙を援用した全国投票に付されたのは、普通選挙を認めない共和暦三年憲法への賛否で

ドイツでは一度も国民投票が行われておらず、現基本法における直接票決の規定は、ラント(州)領域の再編成の場合の住民投票(Volksentscheid)だけである。

戦後フランスの一九四六年憲法は、憲法にかかわる事柄(en matière constitutionnelle)においてのみ国民投票の規定を定めた。フランスの法に「référéndum(国民投票)」という語が登場したのは、これがはじめてである。そして、一九五八年憲法(現憲法)では——改憲の際の国民投票に加え——その第一条において、特定分野の重要法案を国民投票(référéndum)に付す権限を大統領に与えた。ただし、大統領は、国会会期中にかぎり、提出された法案を国民投票に付す権限をもつが、その法律案をみずから発議することはできない。要するに、「プレビシットの危険」を遠ざけるための措置である。

ところが、憲法一条による国民投票の最初の四回は、すべてドゴール大統領のもとで行われた。大統領権限の強い憲法を提唱した本人が、その憲法に基づいて立て続けに国民投票を行ったのである。これは、「権力者がつくるある種のムードの下に人民投票を行うこと」と紙一重だ。実際、一九六九年四月二七日の国民投票が賛成率四六・八％で否決に終わると、翌日にドゴールは大統領職を辞することになる。投票で問われたのは、上院および地方制度の改

あった。この矛盾した投票は、わずか一三・七％の参加率のもと、九五％超の賛成という結果になる。この投票に、実質的な意義を見いだすのは困難だ。それでも、たんに私たちのうえで、人類史上ではじめて国民投票で承認された憲法が施行されることになるのである。だが、この憲法も短命であった。一八〇〇年一月には、共和暦八年憲法——間接的で名ばかりの普通選挙を掲げていた——を承認する国民投票が実施されるのだ。しかしながら、この投票は、ボナパルト將軍(のちのナポレオン一世)のクーデターを承認する手段でしかなく、参加率も三・八％に過ぎなかった。

その後、権力の座に就いたナポレオン一世は四度、甥のナポレオン三世は三度の国民投票を実施する。一八〇二年から一八七〇年にかけて七度にわたって実施された国民投票は、すべてこの二人が仕掛けたものであった。これらが、事後的にプレビシットと追称されることになるのである。そして、帝政時代の経験は、国民による直接票決そのものに対する不信を生むことになった。実際、フランスで国民投票が再認されるのは、第二次世界大戦後まで待たねばならない。ちなみに、ドイツの場合、ヒトラーが仕掛けた国民投票や住民投票は、みずからの「総統就任(一九三四年)」もふくめて五件にのぼる。この記憶は強烈で、戦後

車であり、政権に対する支持ではない。それでも、辞任したのだ。国民投票や住民投票は、純然たる政策に関する判断を超え、権力の座にある人物に対する評価と切り離し難いのである。

仏憲法一条は、あくまでも大統領に国民投票を実施する権限を与えているに過ぎず、その実施を義務づけられた事項は何もない。ドゴール辞任以後に行われた四度の一条投票は、ニューカレドニアの自治権に関するものが一件、マーストリヒト条約の批准など欧州関係のものが三件である。その最後が、二〇〇五年に行われた欧州憲法条約の批准に関する国民投票だ。結果は否決だったのだが、欧州憲法条約は二〇〇八年に上下両院の可決のみで批准されることになる。この出来事は、政治的エリートと一般民衆との断絶の象徴として語られることが多い。なお、現行の一九五八年憲法では、改憲時の国民投票も必須ではなくなった。実際、これまで二四回の憲法改正のうち、国民投票が行われたのは二回だけだ。フランスでは、いまでも住民投票や国民投票が重視されているとはいえないのであ

## 五 アメリカの事例

アメリカでは、建国以来、連邦規模での国民投票は一度も実施されたことがない。一七八七年に制定された合衆国憲法には——その改正手続きを定めた条項においてさえ——直接民主主義的な要素はまったく盛り込まれていないのだ。この点について、トクヴィルは非常に高い評価を下している。すなわち、「連邦立法議会は諸州立法議会よりも人民に依存することが少ない……連邦的立法者たちは民主政治の政府に固有な危険を緩和させているが、諸州の立法者たちはこれらの危険を増大させている」というわけである。

合衆国憲法の発想は、フランスで四年後にだされる憲法と同様、「人民はその代表者たちを選ぶためにのみ統治に参加すべきである」というモンテスキューの考え方に沿っている。そして、民衆層とエリート層との相互不信もまた、当時のフランスと同様だ。だが、アメリカでは、フランスの両ナポレオン時代のようなプレビシットは行われなかった。むしろ——良くも悪くも——今日的なレファレンダムの原型が形づくられたといつてよいだろう。

南北戦争（一八六一〜六五年）後のアメリカでは、金ぴか時代と呼ばれた急速な経済発展のなかで、泥棒男爵と挪

それでも、ここでのレファレンダムは、代議制の場での決議に対する住民の承認でもなければ、人民による検閲でもない。むしろ、「議會をとり越えて直接に人民の表決に付すること」に近い。すなわち、議會を構成するエリート層への不信が、代表制そのものの否定視というかたちで、レファレンダム本来の性格を失わせているのだ。今日的な直接投票は、たとえ強力な権力者がいなくとも、常にプレビシットのな性格をもち得るといふことなのである。だが、民主主義は、数の多寡による勝ち負けではない。いずれにせよ、ポピュリズム運動は、少し遅れて都市部で高まった革新運動 (progressive movement) とも連動しながら、一八九八年の南ダコタ州を皮切りに、アメリカ各地でイニシアチブやレファレンダムといった制度の導入に成功していく。一九一二年に結成された革新党 (Progressive Party) もまた、イニシアチブと人民票決 (popular vote) を主張していたのである。とはいえ、北東部の諸州では、すでに議會制民主主義が根づいたところが多く、この動きは概して低調であった。それでも、州レベルでみた場合、早くも二〇世紀初頭期までに何らかのかたちでイニシアチブやレファレンダムを採用した州は約半数にのぼるのである。しかし、一九二〇年代以後、その伸びは衰えていく。

揄される富豪がつつぎと誕生した反面、貧富の格差が拡大し、農民や労働者の不満は高まっていた。こうしたなか、経済界と癒着する政界人に対する不信感が高まり、一八八〇年頃には農村部を中心にポピュリズム運動 (Populist movement) が芽生えはじめたのである。その運動の担い手は、各地で誕生した人民党 (people's party) と呼ばれる勢力であった。そして、一八九二年二月に国政政党となった人民党は、同年の大統領選挙ではジェームズ・ウィーバーを候補にたて、約八・五%の票を獲得したのである。

人民党を軸とするアメリカのポピュリズム運動は、鉄道公営化やインフレ促進 (＝借金軽減) などに加え、イニシアチブ (住民発議) とレファレンダムの導入を強く主張していた。その根底にあったのは、政界エリート層に対する反感と不信感にほかならない。要するに、イニシアチブ・レファレンダム (I & R) は、当初から、反エリート主義とポピュリズムに直結していたのである。ただし、ここでも注意が必要だ。この時代のポピュリズムは、一部エリート層による政治的支配を廃し、それを人民の手に取り戻そうという動きであって、そこに大衆煽動や迎合政治という意図があったわけではない。そこにあったのは、ルソー流の人民主権 (sovereignty populaire) に基づく本来のポピュリズムである。

## 六 直接民主制の意義

トクヴィルが危険視した民主政治は、いまでいう直接民主制である。合衆国憲法は、それを排除したのだ。その影響をうけた日本国憲法もまた、前文の冒頭において、いの一に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し……」という間接民主制原理を掲げている。しかしながら、アメリカでは、トクヴィルが訪れるずっと前から直接民主制が行われていた。北東部ニューイングランド地方の小自治体 (town) におけるタウンミーティングである。

この伝統はいまでも一部に残っており、小自治体の有権者たちが、実際に一堂に会して議會を開いているのだ。非農業地帯の植民地において、人びとがタウンを形成して生活し、互いに話し合ったなごりである。ただし、トクヴィルが指摘したとおり、それが可能なのは、こうした小自治体が、「州に対してその協力を与えたり拒絶したりする自由をもっていない」と同時に、「自らにのみ関連するすべてのことについては、常に独立的団体」だからにほかならない。タウンミーティングの議事もまた、「自らにのみ関連する」事柄にかぎられるのが原則だ。

同じような事例は、スイスの一部にも存続している。こ

こちらの歴史は、さらに古い。アルプス山脈北西部にあるライン川上流に定着したアレマン人——ドイツ語圏スイス人の祖先——たちが中世から行っていたランツゲマインデ（青空議会）である。これもまた、小さな自治体の有権者たちが、実際に一堂に会して議会を開いているのだ。現在でも、アッペンツェルなど一部の自治体で行われているのだが、採決もまた昔ながらの挙手式であり、秘密投票といった概念はない。さらに、アッペンツェルのランツゲマインデには、一九九一年の連邦裁判決まで女性の参加が認められていなかった。

いずれにせよ、こうした直接民主制は、あくまでも有権者全員の参加——少なくとも参加権——を前提としている。そんなことは、何十万人もの人口規模のもとでは成立しない。たとえば、大阪市の人口はカタル国より多いのだ。さらにいえば、アメリカのタウンミーティングやスイスのランツゲマインデは、全有権者に政治参加の時間と労力を要求しているのである。この点こそが、民主主義にとっての最重要課題なのだ。直接民主制が間接民主制になったからといって、時間も労力も費やさずに民主政治が実現するわけではない。だからこそ、ルソーは「人民の集会」を唱え、コンドルセは基礎集会を通じた「人民による検閲」を制度化しようとしたのだ。ルソーは、『社会契約

論』のなかでつぎのようにのべている。

人民の代議士は、だから一般意志の代表者ではないし、代表者たりえない。彼らは、人民の使用人ではない。彼らは、何ひとつとして決定的な取りきめをなさない。人民がみずから承認したものでない法律は、すべて無効であり、断じて法律ではない。イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大きな間違いだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民はドレイとなり、無に帰してしまう。

ルソーが問題視するのは、「イギリスの人民」が公共の仕事——法案の諮問に参加する等——を放棄し、政治を「人民の使用人」に任せきり、その決定にみずから隷属していることだ。すなわち、「会議に行かねばならないというのか？ 彼らは代議士を指名して、自分は家に残る」という態度にほかならない。当時のイギリスでは、有権者が富裕層にかぎられていたこともあり、カネで雇った使用人に公共の仕事を丸投げするような事態が生じていたのである。おそらく、日本の現状は、さらに深刻であろう。ただたんに国民投票や住民投票を実施すれば、それで「究極の民主主義」が実現するなど、何の根拠もない妄想と空論な

のである。

## 七 住民投票の危険性

レファレンダムは、たしかに人民主権を擁護する方策であった。しかし、その本義は、たんに「直接投票を行って可否を決すること」ではない。レファレンダムの意味や目的を顧みず、それを国民投票や住民投票といった具体的な行為に矮小化してはならないのだ。それでは、多数派と少数派の勝ち負けしか残らない。ケルゼンが指摘するとおり、「多数決原理なるものは、『多数者が少数者より強い』という経験的事実を無理に勿体ぶって表現したものに過ぎない」<sup>113</sup>のである。ましてや、それを「究極の民主主義」だと誤解したのでは、民主主義の自殺行為にしかならないだろう。実際、ドイツやフランスでは、現在でも「直接に人民の表決に付すること」に非常に慎重だ。それは、古い独裁者の記憶ばかりに起因するのではない。

二〇〇九年一月二十九日、スイスでは、いわゆるポピュリスト右翼（droite populiste）の呼びかけによって、憲法改正の国民投票（votation populaire）が行われた。<sup>114</sup>具体的には、「教会と国家」を規定した第七二条に関して、「多様な宗教共同体の成員の間の平和を維持するのに適した措置」

を規定した項目の直後に、ある一文を追加するか否かが問われ、賛成多数で可決されたのである。その一文とは、「ミナレットの建設は禁止である」というものであった。ミナレットとはイスラム寺院の尖塔のことなのだが、それを私費で私有地に建てることさえ憲法違反になったのだ。しかも、賛成と反対の差は一五ポイントも離れていた。この出来事は、周辺諸国に大きな衝撃を与えた。何ら害のない私的行為が禁止されたうえ、信教の自由までもが危機に陥ったからである。

さらに、二〇一六年六月に実施された「イギリスの欧州連合離脱是非を問う国民投票」もまた、「直接投票を行って可否を決すること」に対する不安を掻き立てる契機の一つであった。この事例もまた、スイスの場合と同様、いわゆる煽動型の（ポピュリズム）の危険性を露呈したのである。ちなみに、イギリスでは、国民投票ごとに個別の特別法を制定している。二〇一六年の国民投票を行う際も、その前年につくられた法律（European Union Referendum Act 2015）に沿って実施された。なお、その法律では、投票結果に法的な拘束力は与えられていない……。

もちろん、現行の間接民主制が絶対であるはずはない。選ばれた少数者による政治は、選ばれない側にいる多数者の存在を前提とってしまう。しかしながら、国民投票や住

民投票が、それ以上の成果を実現する保証もまた、どこにもない。むしろ、日本の政治が抱える問題は、国でも地方でも議員数が少なすぎることなのだ。代表者の数が少なければ、多様な民意が反映されないのは当然だろう。民意が反映されなければ、これまた当然のことながら、政治不信が生まれる。それを、「議会をとり越えて直接に人民の表決に付する」ことで解決しようという発想は、本末転倒の極みなのだ。ましてや、ただでさえ少ない議員定数を減らしておきながら、一方で住民投票を「究極の民主主義」と訴えるような権力者は、「ある種のムードの下に」プレビシットを仕掛けるポピュリストだと評さざるを得ない。そうでなければ、みずから「究極の民主主義で決まりました」と明言した事柄を反故にすることなどあり得ないだろう。

(注)

- (1) 『現代用語の基礎知識2019』自由国民社、二〇一九年、一五四頁。
- (2) 阿部齊・内田満・高柳先男編『現代政治学小辞典(新版)』有斐閣、一九九九年、三九〇頁。
- (3) 同右書、四五四頁。

- Francis HAMON, *Le Référendum Étude comparative*, LGDJ, 1995.
- Francis HAMON et Olivier PASSELECQ, *Le référendum en Europe*, Le harmattan, 2003.
- Raphaël Hadas-Lebel, *Les 101 mots de la démocratie française*, Odile Jacob, 2002.
- Dominique Reynié, *Les Nouveaux Populismes*, Pluriel, 2013.
- Marcel Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à nos jours*, Monchrestien, 2012.

(付記)

大阪市の住民投票に固有の問題に関しては、本誌に寄せた下記拙稿を参照していただきたい。「大阪市解体に根柢なし——住民投票を前にして——」一八七号、二〇一五年。「現在時点であらためて問う大阪市住民投票の意味——悪法に翻弄された大阪市民——」一九五号、二〇一七年。また、本稿は科学研究費助成事業「基盤研究(C)(一般)19K02122」による研究成果の一部である。

- (4) *Dictionnaire étymologique et historique de la langue française*, LGF-Livre de Poche, 1996, p.672.
- (5) モンテスキュー、野田良之他訳『法の精神(上)』岩波文庫、一九八九年、二九六頁。
- (6) 同右書、三二四頁。なお、訳書では平民会議決にラテン語読みの仮名が付してあるがモンテスキューの原文はフランス語の *plébiscites* である。
- (7) ルソー、桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫、一九五四年、一二八頁。
- (8) A・トクヴィル、井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治(上)』講談社学術文庫、一九八七年、二九五頁。
- (9) 同右書、一三四～一三五頁。
- (10) 同右書、一三四頁。
- (11) 前掲書(7)、一三三頁。
- (12) 前掲書(7)、一三二頁。
- (13) H・ケルゼン、上原行雄他訳『デモクラシー論』木鐸社、一九七七年、一〇頁。
- (14) Référendum: Les Suisses votent l'interdiction des minarets, *Le Point International*, 1. 12. 2009. <https://bit.ly/2SQJsgc>

(参考文献)

レファレンダム、プレビシットおよびポピュリズムに関する歴史的な事実関係は以下の文献を参考にした。